

札財第 20 号

平成 22 年（2010 年）10 月 8 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 23 年度予算の編成について

平成 23 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の経済は、アジアを中心とした外需等により持ち直してきたものの、雇用情勢、とりわけ新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、さらには、円高の進行・長期化や海外経済の減速懸念等によって、景気の下振れリスクが強まるなど、その先行きは依然不透明なものとなっている。

こうした中、札幌市の景気は、一部で持ち直しの動きが見られるものの、有効求人倍率が低位で推移し、企業の倒産件数も増加するなど、依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況のもと、国においては、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的実現に主眼を置く「新成長戦略」を策定し、政権交代後の初めての本格的な編成となる平成 23 年度予算については、事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保するとともに、配分割合が固定化している予算配分を大胆に組み替えることで、国民目線に立脚した予算構造に改めることとしている。

一方、札幌市の財政状況は、近年、市税の減少や扶助費の増加により、財政運営の弾力性や自由度を示す経常収支比率が 99.8% になるなど財政基盤が急速に悪化しており、また、臨時財政対策債の大幅な増加により、これまで減少基調で推移してきた市債残高が増加に転じる恐れがあるなど、引き続き厳しい財政環境に置かれている。

第 2 予算編成の基本的考え方

本市を取り巻く厳しい経済状況や財政見通しを踏まえ、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変える」という基本方針に沿って、よりメリハリがついた予算編成を行う。したがって、各局においては、単純な事業費の一一律のカットなどは避け、下記に掲げる

基本的な考え方、とりわけ市民評価（事業仕分け）における4つの視点や市民議論での論点に沿って、局マネジメント機能を発揮しながら、事務事業の見直しや再構築を市民の目に見えるかたちで実施する。また、より効率的・効果的な事業展開を図ることが求められていることから、職員一人ひとりが札幌市の厳しい財政状況をあらためて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するために他部局等との連携を一層進めるとともに、事務事業の抜本的な再構築に取り組む。

なお、来春の市議会議員及び市長選挙を控え、骨格予算として編成することとなるので十分留意されたい。

1 骨格予算編成

平成23年4月には、市議会議員及び市長選挙が実施される予定であることから、従来からの継続的な事業や例年実施している経常的な事務事業などにかかる経費を中心とした骨格予算として編成する。

ただし、近年の目まぐるしい社会情勢の変化を踏まえて、骨格予算編成であっても市民生活に密着した重要事項や社会変化への早急な対応が求められる政策課題などについては予算に盛り込むこととする。

2 事業仕分けを活用した見直し等

市民評価（事業仕分け）の結果、見直しが必要となった事業については、原則として局配分外経費としたうえで、評価結果やその後の市民意見などを踏まえ、事業の再検証を行い、徹底した見直しを図る。

また、急速に変化している社会情勢の変化等に機動的に対応するため、新規事業には終期を定める、あるいはゼロベースでの見直しを行うべき時期を設定するなど、事業のサンセットルールを確立する。

3 予算編成プロセスの公開の充実

市民に対する説明責任や予算編成における透明性を確保するため、各局の予算要求の考え方をまとめた「予算要求の概要」を公開するとともに、主要事業にかかる編成プロセスについて査定内容や理由を公表するなどさらなる充実を図る。

また、予算編成過程においてより多くの市民、とりわけ将来を担う子ども達に市政への関心をもってもらうため、従来からの意見募集に加え、手軽で見やすい配布物を作成し子ども達にも配布するなどわかりやすく情報を発信する。

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成22年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて収納率向上対策連絡協議会が別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、さらなる向上に向け鋭意努力すること。

(2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

また、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、国で交付金化の動きがあることから、事業実施に必要な額の確保について働きかけること。

なお、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確

保について鋭意努力すること。

(5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。また、主要公共事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における 22 年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部総務資金課に事前協議のうえ見積もること。

2 歳出について

平成 23 年度においては、以下の通り、配分外経費と配分経費による局配分枠方式により編成を行うこととするが、市民評価（事業仕分け）において、市民の目線から様々な見直しの指摘を受けていることから、財政部が指定するものについては配分外経費としたうえで、事業の再検証を行い、徹底した見直しを図る。

各局においては、上記の事業はもとより、配分経費においても、市民評価（事業仕分け）における下記の 4 つの視点や市民議論での論点に沿って、ゼロベースからの見直しを行い、よりメリハリのついた予算要求とすること。

○ 4 つの見直し視点

視点① 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点② 担い手

民間事業者や地域団体、N P O などに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

視点③ 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担（注）を再検証する必要はないか。

視点④ 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

（注）受益者負担のあり方

今後の行財政改革等の取組の中で、本市の歳入のみならず、全体事業費から受益者負担相当分を控除したうえで事業を行っているものを含め、受益者負担のあり方について見直すことを検討しているので留意すること。

(1) 要求区分

ア 配分外経費

各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 職員費、議員報酬、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬

- (イ) 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等に伴う派遣人件費
- (ウ) 扶助費
- (エ) 公債費
- (オ) 平年度化経費
- (カ) 見直し振替要求分…（注1）
- (キ) 貸付金
- (ク) 市民評価（事業仕分け）で見直し対象となった事業のうち財政部が指定するもの
- (ケ) 23年度において見直しが想定される事業のうち財政部が指定するもの
- (コ) 指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、直営施設の委託料振替分、事業所税及び補助から委託化する場合に新たに発生する消費税
- (サ) PFI事業
- (シ) 土地売却を前提とした建物解体費
- (ス) 他会計繰出金（事務費等を除く）
- (セ) 22年度配分外経費のうち23年度に継続する必要のあるもの
- (リ) 公共施設長寿命化関連事業…（注2）
- (タ) 事務事業見直しインセンティブ制度分…（注3）
- (チ) 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業
- (ツ) 緊急雇用創出推進事業、ふるさと雇用再生特別対策推進事業

（注1）見直し振替要求分

職員費の削減につながる自主的な事務事業の見直しによる効果額については、その範囲内で、見直しにより増加する委託料等の経費への振替要求を認める。

（注2）公共施設長寿命化関連事業

「平成23年度予算における市有建築物長寿命化推進事業について」（平成22年6月3日付け札築企第316号）により、取り扱うこととする。

（注3）事務事業見直しインセンティブ制度分

事務事業見直しインセンティブ制度の取組により生ずるメリット額の範囲内で、局配分経費とは別に要求を認める。

メリット額の配分期間については、3年間を上限に分割して要求することができることとする。なお、こうした取組のうち、見直しの効果が持続されるものや、市民や企業、他の自治体、府内他部局間の連携促進に寄与するものなどに対しては、特段の配慮を行う。

また、収納率向上に向けた新たな取組については、今後概ね5年間に見込まれる増収分をメリット額とし、その範囲内で23年度以降の新たな収納率向上に資する経費について5年間を上限に分割して要求を認める。なお、詳細については、「事務事業見直しインセンティブ制度について」（平成22年9月2日付け札財第10号）を参照すること。

イ 配分経費

各局が自主的に調整する経費であり、配分外経費以外の全ての経費を対象とする。

なお、局配分経費の要求額の上限は、次の額の合計額とするが、将来的に増加が見込まれる市有施設の更新を控え、施設の適切な維持や市有建築物の長寿命化によりライフサイクルコストを縮減するため、経常的経費における建物補修費と、臨時の経費のうち市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費のうち財政部が指定するものにかかる配分額は、前年度同額とする。

(ア) 経常的経費

22年度局配分経費のうち、原則として次に指定する事務的経費に係る節・細節の5%に相当する額を22年度局配分一般財源から削減した額。ただし、前年度局配分一般財源額が5億円に満たない局については、計算された削減額の半分とする。

- ・ 時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（賃金）、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費、賄材料費）、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金（団体負担金等を除く）

(イ) 臨時的経費

22年度局配分経費一般財源額より、市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費のうち財政部が指定するものにかかる一般財源額を控除したものから、5%を削減した額

(2) 要求にあたっての留意点

ア 新規事業については、終了する時期、もしくは当該事業の効果等について検証したうえで、存廃を判断する時期を設定するものとして留意すること。

イ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

ウ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、平成21年度の包括外部監査における指摘を踏まえ、今後、団体の運営経費に対する補助金は原則として認めないものとするほか、新規補助のみならず、従来から交付を継続しているものについても、終期を設定することを検討しているので留意すること。

エ 出資団体への財政的関与については、札幌市出資団体改革新方針（平成21年2月策定）に基づく見直しを継続すること。

なお、各団体における内部留保の取扱については、「札幌市出資団体改革推進本部指

導事項」（平成22年2月策定）を踏まえ、各団体との協議のうえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものについては、見積り等に反映させること。

オ 今後も厳しい財政運営が見込まれることから、新規事業やレベルアップ事業を行う場合には、本方針に定める削減率のほかに、各要求担当局で既存事業の見直しを含めた新たな財源確保の取組を検討したうえで要求すること。

第4 その他

1 局マネジメントの推進

各局は、予算要求の考え方をまとめた「予算要求の概要」の策定にあたっては、「何を変えて、何を伸ばしたのか」や、事業の内容、成果などを市民にわかりやすく伝わるよう工夫するとともに、市民評価（事業仕分け）における4つの見直し視点や市民議論での論点による「選択と集中」を進めてよりメリハリがついた予算編成を積極的に行うこと。

2 区との積極的な連携等

区と本庁事業部局の連携強化により、地域ニーズに応じた事業展開を一層推進するため、区の予算要望システムを活用しながら、既に元気なまちづくり支援事業において類似の事業が実施されているものや、地域が主体的に取り組むことが望ましい事業については、元気なまちづくり支援事業の活用を図るなど区との積極的な連携を図ること。

3 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

4 予算見積書の作成

23年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を遵守すること。

なお、来春の市議会議員及び市長選挙を控え、予算編成日程が例年より早まるので十分留意すること。また、従来からの継続的な事業や例年実施している継続的な事務事業にかかる経費を中心とする骨格予算として編成することとなることから、原則別紙区分に従い「骨格」に該当するもののみを要求すること。

5 予算編成日程

23年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

22年 10月 18日 (月) 見積書等提出期限
12月 6日 (月) 予算説明書関係資料提出期限
12月 下旬 市長査定
23年 1月 下旬 予算案記者発表
1月 28日 (金) 実行計画書提出期限

骨格及び肉付予算区分表

骨 格 予 算	経常的経費	全て計上する
	臨時の経費	<p>1 継続費及び債務負担行為により 23年度支出が確定している経費</p> <p>2 前年度から用地取得費、設計費を計上するなど継続されることが前提となっている事業に係る経費</p> <p>3 継続的な融資あるいは補助に係る経費</p> <p>4 例年実施している不可避的な事業で必要と認められる経費（施設の補修、備品整備等）</p> <p>5 例年継続的に実施している補助事業に係る経費</p> <p>6 単独事業については、市民の日常生活との関連、社会福祉の見地、工期等からみて年度当初に計上することが必要と認められる経費</p>
肉 付 予 算	臨時の経費	新規着手する事業や継続的な事業をレベルアップする事業など、骨格予算に計上する以外のもの

※ この区分の解釈に疑義が生じる場合やこの区分によりがたい場合には、財政課と協議すること。